

設計・調査・測量業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和2年10月）				新条文（令和3年4月）				改定理由		
編	章	条	項目見出し	現行条文	章	節	条		項目見出し	新条文
			1. 設計業務共通仕様書					1. 設計業務共通仕様書		
1	0	0	第1編	共通編	1	0	0	第1編	共通編	
1	1	0	第1章	総則	1	1	0	第1章	総則	
1	1	1102	第1102条	用語の定義	1	1	1102	第1102条	用語の定義	
1	1	1102	30	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。	1	1	1102	30	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいう。	押印見直しに伴う改定。
			2. 地質・土質調査業務共通仕様書					2. 地質・土質調査業務共通仕様書		
0	1	0	第1章	総則	0	1	0	第1章	総則	
0	1	102	第102条	用語の定義	0	1	102	第102条	用語の定義	
0	1	102	29	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。	0	1	102	29	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいう。	押印見直しに伴う改定。
			3. 測量業務共通仕様書					2. 地質・土質調査業務共通仕様書		
0	1	0	第1章	総則	0	1	0	第1章	総則	
0	1	102	第102条	用語の定義	0	1	102	第102条	用語の定義	
0	1	102	28	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。	0	1	102	28	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいう。	押印見直しに伴う改定。